

昭和二十七年三月二十七日 第七六一三三號 附録

昭和二十七年四月官報目録

本紙 第七五六八号から 第七五九二号まで 第三三三三号まで

凡例

1. 公文件名の上の数字は番号を示す。
2. 件名の下に数字の上段は掲載日、中段は号外番号、下段は頁を示す。
3. 叙位及び階級以下の各記事は主要のものに掲載する。

法律	日別	頁	法律	日別	頁
六三 公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正	一	32	七八 国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正	九	二六
六四 一般会計の歳出の財源に充てるための米回付目録助物資等処理特別会計がする繰入金に関する法律	一	32	七九 教職員を除く、就職禁止等に関する政令を廃止する法律	九	二六
六五 日本専売公社法の一部改正	一	32	八〇 国家公務員共済組合法の一部改正	九	二六
六六 日本輸出銀行法の一部改正	一	32	八一 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する法律	二	三七
六七 国民貯蓄組合法の一部改正	一	32	八二 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する法律	二	三七
六八 船舶運営会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律を廃止する法律	一	32	八三 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部改正	二	三七
六九 昭和二十六年一〇月の台風による木給災害の復旧資金の融通に関する特別措置法	一	32	八四 夏時刻法を廃止する法律	二	三七
七〇 査閲審検所の検定の再審査に関する法律	一	32	八五 在外公館の名称及び位置を定める法律	二	三七
七一 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く運輸関係諸命令の措置に関する法律	一	32	八六 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く文部関係諸命令の措置に関する法律	二	三七
七二 右同件に基く農林関係諸命令の措置に関する法律	一	32	八七 右同件に基く通商産業省関係諸命令の措置に関する法律	二	三七
七三 右同件に基く農林関係諸命令の措置に関する法律	一	32	八八 右同件に基く経済安定本部関係諸命令の措置に関する法律	二	三七
七四 右同件に基く水産関係諸命令の措置に関する法律	一	32	八九 十勝沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に関する法律	二	三七
七五 右同件に基く労働関係諸命令の廃止に関する法律	一	32	九〇 商品取引所法の一部改正	三	三六
七六 農業改良助長法の一部改正	一	32	九一 日本製鉄株式会社法廃止法の一部改正	三	三六
七七 小型機船底びき網漁獲整	一	32			

九二 統計法及び教育委員会法の一部改正

九三 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律

九四 退職等に関する勅令等の廃止に関する法律

九五 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する法律

九六 特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法

九七 海上保安庁法の一部改正

九八 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く建設関係諸命令の措置に関する法律

九九 国庫出納金等端数計算法の一部改正

一〇〇 中小企業等協同組合法の一部改正

一〇一 特許法の一部改正

一〇二 道路運送車両法の一部改正

一〇三 平和條約第一條による刑の執行及び赦免等に関する法律

一〇四 平和條約の実施に伴う民事判決の再審査等に関する法律

一〇五 右者に伴う刑事判決の再審査等に関する法律

一〇六 住民登録法施行法

一〇七 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の突

施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律

一〇八 同右に伴う電波法の特例に関する法律

一〇九 特別調査資金設置令の一部改正

一一〇 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の突

施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律

一一一 同右に伴う関税法等の臨時特例に関する法律

一一二 同右に伴う国稅法等の臨時特例に関する法律

一一三 同右に伴う國稅規則取締法等の臨時特例に関する法律

一一四 同右に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律

一一五 行政機關職員定員法の一部改正

一一六 總理府設置法等の一部を改正する等の法律

一一七 公務員等の懲戒免除等に関する法律

一一八 町村職員賃給組合法

一一九 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の突

施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律

一二〇 ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く厚生関係諸命令の措置に関する法律

一二一 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の突

施に伴う電氣事業法の一部改正

一二二 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の突

施に伴う電氣事業法の一部改正

一二三 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の突

施に伴う電氣事業法の一部改正

頁	日号	政令
九九	四七	閣税法、關稅外税率及び噸稅法の適用上外國となされる地域を定める政令
一〇〇	四七	關稅率法第二條の規定によつて外國となされる地域の生産に係る物品の輸入免稅に關する政令
一〇一	四七	外務人事審査令
一〇二	四七	在外公館等借入金整理準備審査會法施行令の一部改正
一〇三	四七	昭和二十六年二月五日附連合國最高司令官官覺書「若干の外かく地域の日本からの政治土及び行政上の分離に關する件」に伴う、鹿兒島縣大島郡十島村に關する暫定措置に關する政令の一部改正
一〇四	四七	鹿兒島縣大島郡十島村に關する公職選舉法等の適用に關する政令
一〇五	四七	右同村に關する鑛業法等の適用及びこれに伴う経過措置に關する政令
一〇六	四七	輸入貿易管理令の一部改正
一〇七	四七	統計法施行令の一部改正
一〇八	四七	住宅緊急措置令等の廢止に關する法律第八條の規定に基く國の補助に關する政令
一〇九	四七	夏時終了の際における労働基準法の特例に關する政令を廢止する政令
一一〇	四七	昭和二十六年一月の台風による漁業災害の復旧資金の融通に關する特別措置法施行令
一一一	四七	十勝沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に關する特別措置法施行令
一一二	四七	ボツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に關する件に基く大藏省關係諸命令の措置に關する法律施行令
一一三	四七	航空機の出入国等に關する政令の一部改正
一一四	四七	國庫出納金等總數計算法施行令の一部改正
一一五	四七	中小企業等協同組合法による主務大臣の権限の委任に關する政令の一部改正
一一六	四七	道路運送車両法施行令等の一部改正
一一七	四七	大赦令
一一八	四七	減刑令
一一九	四七	復讐令
一二〇	四七	ボツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に關する件に關する法律施行令の一部改正
一二一	四七	平和條約第一條に定める赦免、刑の軽減及び假出所の勧告及び決定に關する連絡の手續に關する政令
一二二	四七	住民登録法の施行期日を定める政令
一二三	四七	住民登録法施行令
一二四	四七	日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得稅法等の臨時特別に關する法律施行令
一二五	四七	同上に伴う、關稅法等の臨時特別に關する法律施行令
一二六	四七	旧外貨債理法による信換濟外貨債の証券の一部の有効化等に關する法律施行令の一部改正
一二七	四七	日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う、國庫公積員等の懲免免除に關する政令
一二八	四七	同上に伴う、予算執行職員等の弁償責任の減免に關する政令
一二九	四七	財團標榜の使用の禁止等に關する政令の廢止に伴う経過措置に關する政令
一三〇	四七	在外公館の名称及び位置を定める法律附則但書の規定による施行期日を定める政令
一三一	四七	かんがい排水審議會令
一三二	四七	鹿兒島縣大島郡十島村に關する鑛業法の適用及びこれに伴う経過措置に關する政令
一三三	四七	日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約及び關係文書
一三四	四七	(日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約の署名に際し吉田内閣總理大臣とアテチン國務長官との間に交換された公文)
一三五	四七	日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基く行政協定及び交換公文)
九八	四七	地方公共団体手数料令の一部改正
九七	四七	自動車登録令の一部改正
九六	四七	物品稅法施行規則の一部改正
九五	四七	財産稅等収入金特別會計規則を廢止する政令
九四	四七	日本輸出銀行登記令の一部改正
九三	四七	工業技術庁設置法施行令の一部改正
九二	四七	地方調課不動産審議會令の一部改正
九一	四七	中央調課不動産審議會令の一部改正
九〇	四七	調課役務審議會令を廢止する政令

九	最高裁判所規則	三
一〇	最高裁判所事務總局規則等の一部改正	四三
一一	自動車流刑執行規則等の一部改正	四三
一二	平和條約の実施に伴う刑事判決の再審査の手續に關する規則	四三
一三	公職に關する就職禁止、退職等に関する命令、政令、協会の他の団体の結成の禁止等に関する命令及び教職員の除去、就職禁止等に関する命令違反被告事件等の審判の特別に關する規則を廢止する規則	四四
一四	警察予備隊の職員の給与等に関する府令の一部改正	四四
一五	總理府内部組織規程の一部改正	四五
一六	地方公共団体手数料規則の一部改正	四五
一七	警察予備隊の編成及び組織に關する規程の一部改正	四五
一八	鹿児島県大島郡十島村人口調査規則	四五
一九	内閣及び總理府管掌費取扱規程	四五
二〇	北海道開墾事業に従事する職員の日額旅費支給規程	四五
二一	警察予備隊の職員の規律及び懲戒に關する規程の一部改正	四五
二二	特定財産管理規則を廢止する府令	四五

一六	昭和二十七年第一号公職に關する就職禁止、退職等に関する府令の施行に關する命令等を廢止する府令	五六
一七	●法務府	
一八	沖繩關係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に關する政令第一條に規定する地域等を定める府令の一部改正	五六
一九	右府令第一條第二項の規定に基き法務局の支局又は出張所を置く府令の一部改正	五六
二〇	法務局及び地方法務局組織規程の一部改正	五六
二一	法務局及び出張所設置規則の一部改正	五六
二二	二六 法務局及び地方法務局組織規程の一部改正	五六
二三	二七 法務局及び出張所設置規則の一部改正	五六
二四	二九 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇	五六
二五	二九 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇	五六
二六	二九 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇	五六
二七	二九 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇	五六
二八	二九 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇	五六
二九	二九 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇	五六
三〇	二九 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇	五六
三一	二九 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇	五六
三二	二九 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇	五六
三三	二九 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇	五六
三四	二九 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇	五六
三五	二九 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇	五六

三六	●省令	
三七	●省令	
三八	●省令	
三九	●省令	
四〇	●省令	
四一	●省令	
四二	●省令	
四三	●省令	
四四	●省令	
四五	●省令	
四六	●省令	
四七	●省令	
四八	●省令	
四九	●省令	
五〇	●省令	
五一	●省令	
五二	●省令	
五三	●省令	
五四	●省令	
五五	●省令	
五六	●省令	
五七	●省令	
五八	●省令	
五九	●省令	
六〇	●省令	
六一	●省令	
六二	●省令	
六三	●省令	
六四	●省令	
六五	●省令	
六六	●省令	
六七	●省令	
六八	●省令	
六九	●省令	
七〇	●省令	

一	●外務省	
二	●外務省	
三	●外務省	
四	●外務省	
五	●外務省	
六	●外務省	
七	●外務省	
八	●外務省	
九	●外務省	
一〇	●外務省	
一一	●外務省	
一二	●外務省	
一三	●外務省	
一四	●外務省	
一五	●外務省	
一六	●外務省	
一七	●外務省	
一八	●外務省	
一九	●外務省	
二〇	●外務省	
二一	●外務省	
二二	●外務省	
二三	●外務省	
二四	●外務省	
二五	●外務省	
二六	●外務省	
二七	●外務省	
二八	●外務省	
二九	●外務省	
三〇	●外務省	
三一	●外務省	
三二	●外務省	
三三	●外務省	
三四	●外務省	
三五	●外務省	
三六	●外務省	
三七	●外務省	
三八	●外務省	
三九	●外務省	
四〇	●外務省	
四一	●外務省	
四二	●外務省	
四三	●外務省	
四四	●外務省	
四五	●外務省	
四六	●外務省	
四七	●外務省	
四八	●外務省	
四九	●外務省	
五〇	●外務省	
五一	●外務省	
五二	●外務省	
五三	●外務省	
五四	●外務省	
五五	●外務省	
五六	●外務省	
五七	●外務省	
五八	●外務省	
五九	●外務省	
六〇	●外務省	

頁	目	頁	目	頁	目	頁	目	頁
四六	● 國家公務員共済組合法第一六條第一項の規定により移換しなればならぬ責任準備金に相当する金額の計算に関する省令	四	二七	● 石油製品消費動態統計調査規則	三	二七	● 運輸省、建設省	一
四七	● 旧外貨債処理法による借換済外債債の証券の一部の有効化等に関する法律施行令に規定する書類の様式及び記載事項を定める省令の一部改正	四	二八	● 通商産業省組織規程の一部改正	三	二八	● 郵政省	一
四八	● 軍票の寄許手続に関する省令	四	二九	● 工業技術庁組織規程の一部改正	三	二九	● 郵政省	一
四九	● ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律施行令の規定に関する国庫納付の手續に関する省令	四	三〇	● タンクステン、モリブデン等使用制限規則の一部改正	三	三〇	● 郵政省	一
五〇	● 連合国財産補償法施行規則に関する省令	四	三一	● 輸入貿易管理規則の一部改正	三	三一	● 郵政省	一
五一	● 連合国財産である株式の回復に関する省令の施行に關する省令の一部改正	四	三二	● 輸出貿易管理規則の一部改正	三	三二	● 郵政省	一
五二	● ドイツ財産管理令の施行に關する命令の一部改正	四	三三	● 特許法施行規則の一部改正	三	三三	● 郵政省	一
五三	● 輸入申告書の様式の臨時特例等に関する省令	四	三四	● 財閥標準の使用する禁止等に関する省令の廢止に伴う経過措置に関する省令施行規則	三	三四	● 郵政省	一
五四	● 大蔵省厚生省、農林省、通商産業省、運輸省、建設省、中小企業等協同組合法施行規則の一部改正	四	三五	● 通商産業省、運輸省	三	三五	● 郵政省	一
五五	● 大蔵省、運輸省	四	三六	● 船舶標準の使用する禁止等に関する省令の廢止に伴う経過措置に関する省令施行規則	三	三六	● 郵政省	一
五六	● 連合国財産の返還等に関する命令の一部改正	四	三七	● 兵器、航空機等の生産制限に関する省令第一條但書の許可の申請手續に関する省令	三	三七	● 郵政省	一
五七	● 手続令の返還の請求の手續等に関する命令	四	三八	● 運輸省	三	三八	● 郵政省	一
五八	● 文部省所轄機關組織規程の一部改正	四	三九	● 中央気象台組織規程の一部改正	三	三九	● 郵政省	一
五九	● 厚生省	四	四〇	● 港灣建設部工事事務所等組織規程の一部改正	三	四〇	● 郵政省	一
六〇	● 農事工業生産動態統計調査規則	四	四一	● 海士保安所職員服制の一部改正	三	四一	● 郵政省	一
六一	● 毒物又は劇物の指定等に関する省令の一部改正	四	四二	● 鉄道運輸規程の一部を改正する等の省令	三	四二	● 郵政省	一
六二	● 死産届書、死産書及び死胎検査書に関する省令	四	四三	● 日本国有鉄道内部職員之資格審査に関する規程を廃止する省令	三	四三	● 郵政省	一
六三	● 厚生省組織規程の一部改正	四	四四	● 道路運送車両法施行規則の一部改正	三	四四	● 郵政省	一
六四	● 通商産業省、運輸省	四	四五	● 自動車登録規則の一部改正	三	四五	● 郵政省	一
六五	● 植物防疫法施行規則の一部改正	四	四六	● 捕獲養蚕検査委員會事務所組織規程	三	四六	● 郵政省	一
六六	● 家畜伝染病予防法施行規則の一部改正	四	四七	● 海上保安庁組織規程の一部改正	三	四七	● 郵政省	一
六七	● 農産物検査法施行規則の一部改正	四	四八	● 海上警備隊組織規程	三	四八	● 郵政省	一
六八	● 農林火災損害保險法施行規則の一部改正	四	四九	● 海難審判理事所組織規程	三	四九	● 郵政省	一
六九	● 松くい虫等その他の森林病虫害の駆除予防に関する法律施行規則の一部改正	四	五〇		三	五〇		
七〇	● 廣検定手続規則の一部改正	四	五一		三	五一		
七一	● 農林省組織規程の一部改正	四	五二		三	五二		
七二	● (二四参照)	四	五三		三	五三		
七三	● 漁業手数料規則の一部改正	四	五四		三	五四		
七四	● 母船汽漁業取締規則	四	五五		三	五五		
七五	● 食糧管理法施行規則の一部改正	四	五六		三	五六		
七六	● 通商産業省	四	五七		三	五七		
七七	● 非鉄金属等需給動態統計調査規則	四	五八		三	五八		
七八		四	五九		三	五九		
七九		四	六〇		三	六〇		
八〇		四	六一		三	六一		
八二		四	六二		三	六二		
八三		四	六三		三	六三		
八四		四	六四		三	六四		
八五		四	六五		三	六五		
八六		四	六六		三	六六		
八七		四	六七		三	六七		
八八		四	六八		三	六八		
八九		四	六九		三	六九		
九〇		四	七〇		三	七〇		
九一		四	七一		三	七一		
九二		四	七二		三	七二		
九三		四	七三		三	七三		
九四		四	七四		三	七四		
九五		四	七五		三	七五		
九六		四	七六		三	七六		
九七		四	七七		三	七七		
九八		四	七八		三	七八		
九九		四	七九		三	七九		
一〇〇		四	八〇		三	八〇		
一〇一		四	八一		三	八一		
一〇二		四	八二		三	八二		
一〇三		四	八三		三	八三		
一〇四		四	八四		三	八四		
一〇五		四	八五		三	八五		
一〇六		四	八六		三	八六		
一〇七		四	八七		三	八七		
一〇八		四	八八		三	八八		
一〇九		四	八九		三	八九		
一一〇		四	九〇		三	九〇		
一一一		四	九一		三	九一		
一一二		四	九二		三	九二		
一一三		四	九三		三	九三		
一一四		四	九四		三	九四		
一一五		四	九五		三	九五		
一一六		四	九六		三	九六		
一一七		四	九七		三	九七		
一一八		四	九八		三	九八		
一一九		四	九九		三	九九		
一二〇		四	一〇〇		三	一〇〇		
一二一		四	一〇一		三	一〇一		
一二二		四	一〇二		三	一〇二		
一二三		四	一〇三		三	一〇三		
一二四		四	一〇四		三	一〇四		
一二五		四	一〇五		三	一〇五		
一二六		四	一〇六		三	一〇六		
一二七		四	一〇七		三	一〇七		
一二八		四	一〇八		三	一〇八		
一二九		四	一〇九		三	一〇九		
一三〇		四	一一〇		三	一一〇		
一三一		四	一一一		三	一一一		
一三二		四	一一二		三	一一二		
一三三		四	一一三		三	一一三		
一三四		四	一一四		三	一一四		
一三五		四	一一五		三	一一五		
一三六		四	一一六		三	一一六		
一三七		四	一一七		三	一一七		
一三八		四	一一八		三	一一八		
一三九		四	一一九		三	一一九		
一四〇		四	一二〇		三	一二〇		
一四一		四	一二一		三	一二一		
一四二		四	一二二		三	一二二		
一四三		四	一二三		三	一二三		
一四四		四	一二四		三	一二四		
一四五		四	一二五		三	一二五		
一四六		四	一二六		三	一二六		
一四七		四	一二七		三	一二七		
一四八		四	一二八		三	一二八		
一四九		四	一二九		三	一二九		
一五〇		四	一三〇		三	一三〇		
一五一		四	一三一		三	一三一		
一五二		四	一三二		三	一三二		
一五三		四	一三三		三	一三三		
一五四		四	一三四		三	一三四		
一五五		四	一三五		三	一三五		
一五六		四	一三六		三	一三六		
一五七		四	一三七		三	一三七		
一五八		四	一三八		三	一三八		
一五九		四	一三九		三	一三九		
一六〇		四	一四〇		三	一四〇		
一六一		四	一四一		三	一四一		
一六二		四	一四二		三	一四二		
一六三		四	一四三		三	一四三		
一六四		四	一四四		三	一四四		
一六五		四	一四五		三	一四五		
一六六		四	一四六		三	一四六		
一六七		四	一四七		三	一四七		
一六八		四	一四八		三	一四八		
一六九		四	一四九		三	一四九		
一七〇		四	一五〇		三	一五〇		
一七一		四	一五一		三	一五一		
一七二		四	一五二		三	一五二		
一七三		四	一五三		三	一五三		
一七四		四	一五四		三	一五四		
一七五		四	一五五		三	一五五		
一七六		四	一五六		三	一五六		
一七七		四	一五七		三	一五七		
一七八		四	一五八		三	一五八		
一七九		四	一五九		三	一五九		
一八〇		四	一六〇		三	一六〇		

八 測量法施行規則の一部改正	35
九 建築士法施行規則の一部改正	35
一〇 建築基準法施行規則の一部改正	35
一一 建設省府属機関組織規程の一部改正	36
一二 建築物等の原状回復補助申請手続	36
一三 建設業法施行規則の一部改正	36
本省令	
●郵政省、経済安全本部	
四 外国郵便料金規則の一部改正	36
●農林省、経済安全本部	
一 国営電報規則の一部改正	36
本部令	
●経済安全本部	
一〇 物価統制令施行規則の一部改正	36
規則	
●人事院	
一四 現行の法律、命令及び規則の廃止に関する件	36
四〇 人事主任官を置く国の機関に関する件の一部改正	36
六一 格付の権限及び手続に関する件改正	36
六一 職務調査に関する件の一部改正	36
九六 俸給の調整額に関する件の一部改正	36
九八 初任給、昇給、昇給等の基準に関する件の一部改正	36

一〇 一 勤務所定制度に関する件改正	36
●公正取引委員会	
一 中小企業等協同組合法第六條第三項の規定による届出に関する規則の一部改正	52
●全国選挙管理委員会	
一 公職選挙法、同法施行令等執行規則の一部改正	33
●公益事業委員会	
四 電気事業関係公益事業令施行規則の一部改正	37
●ガス事業関係公益事業令施行規則の一部改正	37
六 ガスの料金算定基準の一部改正	37
七 ガス事業会計規則の一部改正	37
●国家公安委員会	
四 国家地方警察基本規程の一部改正	37
●自衛警察基本規程の一部改正	37
六 (四参照)	
●地方財政委員会	
四 地方税法第三九一條第一項の規定によつて地方財政委員会が決定する固定資産の価格の配分に関する規則の一部改正	38
五 地方団体に對し概算交付すべき昭和二十七年度分の地方財政平衡交付金の交付時期及び額の特例に関する規則	38
●外国為替管理委員会	
六 外国為替銀行等の報告に関する規則の一部改正	38
七 外国為替等集中規則の一部改正	38
八 標準決済方法に関する規則の一部改正	38

●電波監理委員会	
四 電波法施行規則の一部改正	38
●中央更正保護委員会	
二 平和條約第一一條による規免、仮出所等に関する規則	44
●証券取引委員会	
一 信託財産報告書等に関する規則の一部改正	34
二 証券取引法に基き、総理、証券業者及び雑則の一部改正	34
●外資委員会	
一 外国人財産取得規則の一部改正	34
●外国人財産取得規則の一部改正	34
二 外国政府の不動産に関する権利の取得に関する規則の一部改正	34
庁令	
●海上保安庁	
一 海上保安大学校の名称、位置及び内部組織に関する命令の一部改正	34
告示	
一 日本國との平和條約及び日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約が効力を生じた件	51
●總理府	
七 町村警察の廃止	51
七 連合國財産の返還等に関する政令により財産を引き渡す命令	51
●連合國財産管理入解任	
七 連合國財産管理入解任	51
八〇 (七九参照)	
八〇 (七九参照)	
八一 (七九参照)	

八二 連合國財産の返還等に関する政令により財産を譲渡し、又は引渡す命令	51
八三 村の境界変更(青森縣)	51
八六 (山形縣)	51
八四 村を町とする処分(香城縣栗原郡鹿野町等)	51
八五 (同郡鹿野町等)	51
八六 (八三参照)	
八七 市村の設置分合(福岡縣)	51
八八 特定財産の管理解除	51
八九 ドイツ財産でなくなる財産指定	51
●總理府、大藏省	
二 ドイツ財産でなくなる財産指定	51
●日本学術会議	
一 日本学術会議委員の出選人の氏名(第三部)	51
二 同右の次点者の氏名(第一部)	51
●統計委員会	
一〇 昭和二十四年統計委員会告示第一号の一部改正	51
●公正取引委員会	
二 公正取引委員会事務局組織規程	51
三 しよ、油業における不正な競争方法指定	51
四 み、事業における不正な競争方法指定	51
七 告示の廃止(昭和二十六年公益事業委員会告示第九号等)	51
●地方財政委員会	
一八 自転車競走を行うことのできる市指定(無川市)	51
一九 (同市)	51
モーターボート競走を行うことのできる市指定(丸亀市)	51
二二 (同島市)	51

四六〇	(二二六參照)	一四六
四六一	(二二八二參照)	一四六
四六二	(二二九六參照)	一四六
四六三	(二二六六參照)	一四六
四六四	(二二九一參照)	一四六
四六五	(二二九〇參照)	一四六
四六六	(二二九一參照)	一四六
四六七	(二二六六參照)	一四六
四六八	(二二七三參照)	一四六
四六九	(二二七八參照)	一四六
四七〇	(二二七三參照)	一四六
四七一	(二二七三參照)	一四六
四七二	(二二七三參照)	一四六
四七三	(二二七三參照)	一四六
四七四	(二二六六參照)	一四六
四七五	(二二六六參照)	一四六
四七六	(二二六六參照)	一四六
四七七	(二二六六參照)	一四六
四七八	(二二六六參照)	一四六
四七九	(二二六六參照)	一四六
四八〇	(二二九二參照)	一四六
四八一	(二二九二參照)	一四六
四八二	(二二六六參照)	一四六
四八三	(二二六六參照)	一四六
四八四	(二二六六參照)	一四六
四八五	(二二六六參照)	一四六
四八六	(二二九〇參照)	一四六
四八七	(二二八一參照)	一四六
四八八	(二二八一參照)	一四六
四八九	(二二六六參照)	一四六
四九〇	(二二九二參照)	一四六
四九一	檢定に合格した無線機	一四六
	器の型式の変更承認	一四六
四九二	檢定に合格した無線機	一四六
四九三	器	一四六
一六四二		一四六
四九五	(二三五八參照)	一四六
四九八	(二二九六參照)	一四六
四九九	(二二九六參照)	一四六
五〇一	(二二九六參照)	一四六
五〇三	(二二六六參照)	一四六
五〇四	(二二六六參照)	一四六
五〇五	(二三五八參照)	一四六
五〇六	(二二七三參照)	一四六
五〇七	(二二七三參照)	一四六
五〇八	(二二七三參照)	一四六
五〇九	(二二九〇參照)	一四六
五一〇	(二二九〇參照)	一四六
五一一	(二二九〇參照)	一四六
五一二	(二二九〇參照)	一四六
五一三	(二二七三參照)	一四六
五一四	(二二九〇參照)	一四六
五一五	(二二九六參照)	一四六
五一六	(二二九一參照)	一四六
五一七	(二二九〇參照)	一四六
五一八	(二二六六參照)	一四六
五一九	(二二七三參照)	一四六
五二〇	(二二九二參照)	一四六

五二一	(二二九〇參照)	一四六
五二二	(二二六六參照)	一四六
五二三	(二二八二參照)	一四六
五二四	(二二八二參照)	一四六
五二五	(二二七三參照)	一四六
五二六	(二二九一參照)	一四六
五二七	(二二六六參照)	一四六
五二八	(二二七三參照)	一四六
五二九	(二二九二參照)	一四六
五三〇	(二二九二參照)	一四六
五三一	(二二六六參照)	一四六
五三二	(二二六六參照)	一四六
五三三	(二二六六參照)	一四六
五三四	無線機の電波の型式等 変更等(カ)	一四六
五三五	(第一大腸丸)	一四六
五三六	(第二豊州丸)	一四六
五三七	(第一豊州丸)	一四六
五三八	(二二七三參照)	一四六
五三九	(二二七三參照)	一四六
五四〇	無線局の空中線電力等 変更(東州丸)	一四六
五四一	(二二六六參照)	一四六
五四二	(二二六六參照)	一四六
五四三	(二二六六參照)	一四六
五四四	(二二六六參照)	一四六
五四五	(二二六六參照)	一四六
五四六	(二二七三參照)	一四六
五四七	(二二八二參照)	一四六
五四八	(二二七三參照)	一四六
五四九	(二二七三參照)	一四六
五五〇	(二二八二參照)	一四六
五五一	(二二七三參照)	一四六
五五二	(二二九〇參照)	一四六
五五三	(二二八二參照)	一四六
五五四	(二二九〇參照)	一四六
五五五	(二二八二參照)	一四六
五五六	(二二六六參照)	一四六
五五七	(二二六六參照)	一四六
五五八	(二二七三參照)	一四六

五五九	(二三八八參照)	一四六
五六〇	(二二八六參照)	一四六
五六一	(二二九一參照)	一四六
五六二	(二二六六參照)	一四六
五六三	(二二九二參照)	一四六
五六四	(二二六六參照)	一四六
五六五	(二二六六參照)	一四六
五六六	(二二八六參照)	一四六
五六七	(二二九一參照)	一四六
五六八	(二二九一參照)	一四六
五六九	(二二九一參照)	一四六
五七〇	(二二九一參照)	一四六
五七一	(二二九一參照)	一四六
五七二	(二二九一參照)	一四六
五七三	(二二六六參照)	一四六
五七四	(二二六六參照)	一四六
五七五	(二二八六參照)	一四六
五七六	(二二九一參照)	一四六
五七七	(二二九一參照)	一四六
五七八	(二二九一參照)	一四六
五七九	(二二九一參照)	一四六
五八〇	(二二九一參照)	一四六
五八一	(二二八三參照)	一四六
五八二	(二二八三參照)	一四六
五八三	(二二八三參照)	一四六
五八四	(二二八三參照)	一四六
五八五	(二二八三參照)	一四六
五八六	(二二六六參照)	一四六
五八七	(二二八六參照)	一四六
五八八	(二二八六參照)	一四六
五八九	(二二八六參照)	一四六
五九〇	(二二八六參照)	一四六
五九一	(二二八六參照)	一四六
五九二	(二二八三參照)	一四六
五九三	(二二八三參照)	一四六
五九四	(二二八三參照)	一四六
五九五	(二二八三參照)	一四六
五九六	(二二八三參照)	一四六
五九七	(二二八三參照)	一四六
五九八	(二二八三參照)	一四六
五九九	(二二八三參照)	一四六
六〇〇	(二二八三參照)	一四六
六〇一	(二二八六參照)	一四六
六〇二	(二二八六參照)	一四六
六〇三	(二二八六參照)	一四六
六〇四	(二二八六參照)	一四六
六〇五	(二二八六參照)	一四六
六〇六	(二二八六參照)	一四六
六〇七	(二二八六參照)	一四六
六〇八	(二二八六參照)	一四六
六〇九	(二二八六參照)	一四六
六一〇	(二二八六參照)	一四六
六一一	(二二八六參照)	一四六
六一二	(二二八三參照)	一四六
六一三	(二二八三參照)	一四六
六一四	(二二八三參照)	一四六
六一五	(二二八三參照)	一四六
六一六	(二二八三參照)	一四六
六一七	(二二七三參照)	一四六
六一八	(二二六六參照)	一四六
六一九	(二二八二參照)	一四六
六二〇	(二二八二參照)	一四六
六二一	(二二六六參照)	一四六
六二二	(二二六六參照)	一四六
六二三	(二二八二參照)	一四六
六二四	(二二八二參照)	一四六
六二五	(二二八二參照)	一四六
六二六	(二二八二參照)	一四六
六二七	(二二七三參照)	一四六
六二八	(二二六六參照)	一四六
六二九	(二二八二參照)	一四六
六三〇	(二二七三參照)	一四六
六三一	(二二八三參照)	一四六
六三二	(二二八三參照)	一四六
六三三	(二二八三參照)	一四六
六三四	(二二九一參照)	一四六

六三五	(二五三四參照)	一四六
六三六	(二二九二參照)	一四六
六三七	(二二七八參照)	一四六
六三八	(二三四五參照)	一四六
六三九	(二二六六參照)	一四六
六四〇	(二二八二參照)	一四六
六四一	(二二九一參照)	一四六
六四二	(二四九四參照)	一四六
六四三	(二二九六參照)	一四六
六四四	(二二七八參照)	一四六
六四五	(二二八一參照)	一四六
六四六	(二二九六參照)	一四六
六四七	(二二八二參照)	一四六
六四八	(二二八一參照)	一四六
六四九	(二二八一參照)	一四六
六五〇	(二二六六參照)	一四六
六五一	(二二六六參照)	一四六
六五二	(二二六六參照)	一四六
六五三	(二二六六參照)	一四六
六五四	(二二六六參照)	一四六
六五五	(二二八一參照)	一四六
六五六	(二二九六參照)	一四六
六五七	(二二八二參照)	一四六
六五八	(二二八二參照)	一四六
六五九	(二二六六參照)	一四六
六六〇	(二二八二參照)	一四六
六六一	(二二八二參照)	一四六
六六二	無線局運用規則第一四 條による航行警報を 送信する局の運用の一 部改正	一四六
六六三	(二二九六參照)	一四六
六六四	無線局運用規則第一〇 八條による無線方向探 知局の一部改正	一四六
六六五	同右規則第一〇九條に よる無線標識局及び無 線標識業務を取り扱う 海岸局の一部改正	一四六
六六七	(二二八三參照)	一四六
六六八	(二二九一參照)	一四六
六六九	(二二九一參照)	一四六
六七〇	(二二八二參照)	一四六
六七一	(二二八二參照)	一四六
六七二	(二二八二參照)	一四六
六七三	(二二八二參照)	一四六
六七四	(二二八二參照)	一四六
六七五	(二二九一參照)	一四六
六七六	(二二八二參照)	一四六
六七七	(二二八二參照)	一四六
六七八	(二二八二參照)	一四六
六七九	(二二八二參照)	一四六

●厚生省、経済安定本部	
一 抗菌性物質製剤検定規則	
第四條に規定する検査手数料を定める件	二
二 特定医薬品検査手数料を定める件の一部改正	二八
●農林省	
一 家畜衛生試験場動物用生物学的製剤販賣規程の一部改正	一
二 家畜衛生試験場において売り払ふ動物用生物学的製剤の販賣価額	一三五
三 家畜伝染病予防法施行規則第三九條第五号の区域及び第四三條第一号の地域の指定に関する件の一部改正	一
四 植物防疫所の支所及び出張所の名額、位置及び所掌事務を定める件	一三五
五 動物防疫所の支所及び出張所の同右	一三五
六 北海道及び「ますふ」化場の支場及び事業場の同右	一三五
七 農機具依拠検査規程の一部改正	二
八 農業災害補償法により昭和二十七年において適用する死亡費用共済の共済金額の最低額に對應する共済掛金の基準	二
九 同右において適用する疾病傷害共済の共済金額の基準	二
一〇 農業災害補償法施行規則により昭和二十七年から適用する疾病傷害の点数	二
一一 原料牛乳等の日本農林規格	二
一二 原料牛乳等の格付方法	二
一三 パター等の規格並票の様式及び表示の方法	二

一三四 林業技術者及事業補助金交付規程の一部改正	四
一三五 昭和二十七年六月一日から昭和二十八年五月三十一日まで適用する標準生糸の最高價格及び最低價格	四
一三六 共同漁業の免許の内容及びなる事項、関係地区及び申請期間	四
一三七 漁港指定	四
一三八 保安林解除(宮城県)	四
一三九 (北海道)	四
一四〇 肥料の登録	四
一四一 肥料の登録	四
一四二 肥料の登録	四
一四三 農業災害補償法に基き昭和二十七年において適用する任意共済の共済金額の最高額	四
一四四 農林省組織規程第一三一條の二及び第一三三條の改正規定の施行期日	四
一四五 漁港指定の件の一部改正	四
一四六 中央卸売市場法第一條第一項による市指定(尼崎)	四
一四七 農薬の登録	四
一四八 食糧管理法の施行に関する件の一部改正	四
一四九 森林病虫害等防除法第三條第一項第三号に基き指定種苗	四
一五〇 食糧品及び油糧工業経営調査指導費補助金交付規程	四
一五一 緊急開拓事業人植実施設費補助金交付規程の一部改正	四

一五二 漁港調査費補助金交付規程	四
一五三 家畜衛生講習会規程に基き総合講習会開催	四
一五四 特殊農産物及び畜産農産物生産確保施設補助金交付規程の一部改正	四
一五五 種苗の名称改正	四
一五六 食糧増産確保施設補助金交付規程の一部改正	四
一五七 (四七参照)	四
一五八 農薬の再登録	四
一五九 (四二参照)	四
一六〇 共同漁業及び区画漁業の免許の内容及びなる事項等改正	四
一六一 (一三八参照)	四
一六二 保安林指定(滋賀県)	四
一六三 北海道増産費補助金交付規程	四
一六四 共同漁業免許	四
一六五 共同漁業免許	四
一六六 共同漁業免許	四
一六七 共同漁業免許	四
一六八 共同漁業免許	四
一六九 共同漁業免許	四
一七〇 禁煙区禁止(東京都等)	四
一七一 農業委員会施設補助金交付規程の一部改正	四
一七二 昭和二十七年農林省告示第一四〇号の一部改正	四
一七三 漁業法に基き海区指定の件の一部改正	四
●農林省、通商産業省	
一 告示の廃止(指定生産資材割当規程第一六條第三項の特例に関する件)	四
二 農林省、運輸省	四
三 倉庫証券の発行許可(羊毛漁業協同組合)	四
四 (岩内郡漁業協同組合)	四
五 農林省、経済安定本部	四
六 昭和二十六年産大麦、はだか麦及び小麦の政府買入價格改正	四

●通商産業省	
六九 非鉄金属等諸動態統計調査規則による非鉄金属等および成分指定	六
七〇 同右規則による調査票の様式指定	六
七一 石油製品精製動態統計調査規則による調査票の様式指定	六
七二 告示の廃止(注文票を交付する指定生産資材の品目、注文票の様式等の件等)	六
七三 工場、事業場等の管理に関する件による工場及び研究所指定の件	六
七四 仕向国における意匠権を侵害するおそれのある貨物指定	六
七五 輸入公表の一部改正(第一四)	六
七六 (第二四)	六
七七 (第三四)	六
七八 (第三四)	六
七九 (第三四)	六
八〇 (第三四)	六
八一 (第三四)	六
八二 (第三四)	六
八三 (第三四)	六
八四 (第三四)	六
八五 (第三四)	六
八六 (第三四)	六
八七 (第三四)	六
八八 (第三四)	六
八九 (第三四)	六
九〇 (第三四)	六
九一 (第一四)	六
九二 (第一四)	六
九三 (第一四)	六
九四 (第一四)	六
九五 (第一四)	六
九六 (第一四)	六
九七 (第一四)	六
九八 (第一四)	六
九九 (第一四)	六
一〇〇 (第一四)	六
一〇一 (第一四)	六
一〇二 (第一四)	六
一〇三 (第一四)	六
一〇四 (第一四)	六
一〇五 (第一四)	六
一〇六 (第一四)	六
一〇七 (第一四)	六
一〇八 (第一四)	六
一〇九 (第一四)	六
一一〇 (第一四)	六
一一一 (第一四)	六
一一二 (第一四)	六
一一三 (第一四)	六
一一四 (第一四)	六
一一五 (第一四)	六
一一六 (第一四)	六
一一七 (第一四)	六
一一八 (第一四)	六
一一九 (第一四)	六
一二〇 (第一四)	六
一二一 (第一四)	六
一二二 (第一四)	六
一二三 (第一四)	六
一二四 (第一四)	六
一二五 (第一四)	六
一二六 (第一四)	六
一二七 (第一四)	六
一二八 (第一四)	六
一二九 (第一四)	六
一三〇 (第一四)	六
一三一 (第一四)	六
一三二 (第一四)	六
一三三 (第一四)	六
一三四 (第一四)	六
一三五 (第一四)	六
一三六 (第一四)	六
一三七 (第一四)	六
一三八 (第一四)	六
一三九 (第一四)	六
一四〇 (第一四)	六
一四一 (第一四)	六
一四二 (第一四)	六
一四三 (第一四)	六
一四四 (第一四)	六
一四五 (第一四)	六
一四六 (第一四)	六
一四七 (第一四)	六
一四八 (第一四)	六
一四九 (第一四)	六
一五〇 (第一四)	六
一五一 (第一四)	六
一五二 (第一四)	六
一五三 (第一四)	六
一五四 (第一四)	六
一五五 (第一四)	六
一五六 (第一四)	六
一五七 (第一四)	六
一五八 (第一四)	六
一五九 (第一四)	六
一六〇 (第一四)	六
一六一 (第一四)	六
一六二 (第一四)	六
一六三 (第一四)	六
一六四 (第一四)	六
一六五 (第一四)	六
一六六 (第一四)	六
一六七 (第一四)	六
一六八 (第一四)	六
一六九 (第一四)	六
一七〇 (第一四)	六
一七一 (第一四)	六
一七二 (第一四)	六
一七三 (第一四)	六
一七四 (第一四)	六
一七五 (第一四)	六
一七六 (第一四)	六
一七七 (第一四)	六
一七八 (第一四)	六
一七九 (第一四)	六
一八〇 (第一四)	六
一八一 (第一四)	六
一八二 (第一四)	六
一八三 (第一四)	六
一八四 (第一四)	六
一八五 (第一四)	六
一八六 (第一四)	六
一八七 (第一四)	六
一八八 (第一四)	六
一八九 (第一四)	六
一九〇 (第一四)	六
一九一 (第一四)	六
一九二 (第一四)	六
一九三 (第一四)	六
一九四 (第一四)	六
一九五 (第一四)	六
一九六 (第一四)	六
一九七 (第一四)	六
一九八 (第一四)	六
一九九 (第一四)	六
二〇〇 (第一四)	六
二〇一 (第一四)	六
二〇二 (第一四)	六
二〇三 (第一四)	六
二〇四 (第一四)	六
二〇五 (第一四)	六
二〇六 (第一四)	六
二〇七 (第一四)	六
二〇八 (第一四)	六
二〇九 (第一四)	六
二一〇 (第一四)	六
二一一 (第一四)	六
二一二 (第一四)	六
二一三 (第一四)	六
二一四 (第一四)	六
二一五 (第一四)	六
二一六 (第一四)	六
二一七 (第一四)	六
二一八 (第一四)	六
二一九 (第一四)	六
二二〇 (第一四)	六
二二一 (第一四)	六
二二二 (第一四)	六
二二三 (第一四)	六
二二四 (第一四)	六
二二五 (第一四)	六
二二六 (第一四)	六
二二七 (第一四)	六
二二八 (第一四)	六
二二九 (第一四)	六
二三〇 (第一四)	六
二三一 (第一四)	六
二三二 (第一四)	六
二三三 (第一四)	六
二三四 (第一四)	六
二三五 (第一四)	六
二三六 (第一四)	六
二三七 (第一四)	六
二三八 (第一四)	六
二三九 (第一四)	六
二四〇 (第一四)	六
二四一 (第一四)	六
二四二 (第一四)	六
二四三 (第一四)	六
二四四 (第一四)	六
二四五 (第一四)	六
二四六 (第一四)	六
二四七 (第一四)	六
二四八 (第一四)	六
二四九 (第一四)	六
二五〇 (第一四)	六
二五一 (第一四)	六
二五二 (第一四)	六
二五三 (第一四)	六
二五四 (第一四)	六
二五五 (第一四)	六
二五六 (第一四)	六
二五七 (第一四)	六
二五八 (第一四)	六
二五九 (第一四)	六
二六〇 (第一四)	六
二六一 (第一四)	六
二六二 (第一四)	六
二六三 (第一四)	六
二六四 (第一四)	六
二六五 (第一四)	六
二六六 (第一四)	六
二六七 (第一四)	六
二六八 (第一四)	六
二六九 (第一四)	六
二七〇 (第一四)	六
二七一 (第一四)	六
二七二 (第一四)	六
二七三 (第一四)	六
二七四 (第一四)	六
二七五 (第一四)	六
二七六 (第一四)	六
二七七 (第一四)	六
二七八 (第一四)	六
二七九 (第一四)	六
二八〇 (第一四)	六
二八一 (第一四)	六
二八二 (第一四)	六
二八三 (第一四)	六
二八四 (第一四)	六
二八五 (第一四)	六
二八六 (第一四)	六
二八七 (第一四)	六
二八八 (第一四)	六
二八九 (第一四)	六
二九〇 (第一四)	六
二九一 (第一四)	六
二九二 (第一四)	六
二九三 (第一四)	六
二九四 (第一四)	六
二九五 (第一四)	六
二九六 (第一四)	六
二九七 (第一四)	六
二九八 (第一四)	六
二九九 (第一四)	六
三〇〇 (第一四)	六
三〇一 (第一四)	六
三〇二 (第一四)	六
三〇三 (第一四)	六
三〇四 (第一四)	六
三〇五 (第一四)	六
三〇六 (第一四)	六
三〇七 (第一四)	六
三〇八 (第一四)	六
三〇九 (第一四)	六
三一〇 (第一四)	六
三一一 (第一四)	六
三一二 (第一四)	六
三一三 (第一四)	六
三一四 (第一四)	六
三一五 (第一四)	六
三一六 (第一四)	六
三一七 (第一四)	六
三一八 (第一四)	六
三一九 (第一四)	六
三二〇 (第一四)	六
三二一 (第一四)	六
三二二 (第一四)	六
三二三 (第一四)	六
三二四 (第一四)	六
三二五 (第一四)	六
三二六 (第一四)	六
三二七 (第一四)	六
三二八 (第一四)	六
三二九 (第一四)	六
三三〇 (第一四)	六
三三一 (第一四)	六
三三二 (第一四)	六
三三三 (第一四)	六
三三四 (第一四)	六
三三五 (第一四)	六
三三六 (第一四)	六
三三七 (第一四)	六
三三八 (第一四)	六
三三九 (第一四)	六
三四〇 (第一四)	六
三四一 (第一四)	六
三四二 (第一四)	六
三四三 (第一四)	六
三四四 (第一四)	六
三四五 (第一四)	六
三四六 (第一四)	六
三四七 (第一四)	六
三四八 (第一四)	六
三四九 (第一四)	六
三五〇 (第一四)	六
三五一 (第一四)	六
三五二 (第一四)	六
三五三 (第一四)	六
三五四 (第一四)	六
三五五 (第一四)	六
三五六 (第一四)	六
三五七 (第一四)	六
三五八 (第一四)	六
三五九 (第一四)	六
三六〇 (第一四)	六
三六一 (第一四)	六
三六二 (第一四)	六
三六三 (第一四)	六
三六四 (第一四)	六
三六五 (第一四)	六
三六六 (第一四)	六
三六七 (第一四)	六
三六八 (第一四)	六
三六九 (第一四)	六
三七〇 (第一四)	六
三七一 (第一四)	六
三七二 (第一四)	六
三七三 (第一四)	六
三七四 (第一四)	六
三七五 (第一四)	六
三七六 (第一四)	六
三七七 (第一四)	六
三七八 (第一四)	六
三七九 (第一四)	六
三八〇 (第一四)	六
三八一 (第一四)	六
三八二 (第一四)	六
三八三 (第一四)	六
三八四 (第一四)	六
三八五 (第一四)	六
三八六 (第一四)	六
三八七 (第一四)	六
三八八 (第一四)	六
三八九 (第一四)	六
三九〇 (第一四)	六
三九一 (第一四)	六
三九二 (第一四)	六
三九三 (第一四)	六
三九四 (第一四)	六
三九五 (第一四)	六
三九六 (第一四)	六
三九七 (第一四)	六
三九八 (第一四)	六
三九九 (第一四)	六
四〇〇 (第一四)	六
四〇一 (第一四)	六
四〇二 (第一四)	六
四〇三 (第一四)	六
四〇四 (第一四)	六
四〇五 (第一四)	六
四〇六 (第一四)	六
四〇七 (第一四)	六
四〇八 (第一四)	六
四〇九 (第一四)	六
四一〇 (第一四)	六
四一一 (第一四)	六
四一二 (第一四)	六
四一三 (第一四)	六
四一四 (第一四)	六
四一五 (第一四)	六
四一六 (第一四)	六
四一七 (第一四)	六
四一八 (第一四)	六
四一九 (第一四)	六
四二〇 (第一四)	六
四二一 (第一四)	六
四二二 (第一四)	六
四二三 (第一四)	六
四二四 (第一四)	六
四二五 (第一四)	六
四二六 (第一四)	六
四二七 (第一四)	六
四二八 (第一四)	六
四二九 (第一四)	六
四三〇 (第一四)	六
四三一 (第一四)	六
四三二 (第一四)	六
四三三 (第一四)	六
四三四 (第一四)	六
四三五 (第一四)	六
四三六 (第一四)	六
四三七 (第一四)	六
四三八 (第一四)	六
四三九 (第一四)	六
四四〇 (第一四)	六
四四一 (第一四)	六
四四二 (第一四)	六
四四三 (第一四)	六
四四四 (第一四)	六
四四五 (第一四)	六
四四六 (第一四)	六
四四七 (第一四)	六
四四八 (第一四)	六
四四九 (第一四)	六
四五〇 (第一四)	六
四五一 (第一四)	六
四五二 (第一四)	六
四五三 (第一四)	六
四五四 (第一四)	六
四五五 (第一四)	六
四五六 (第一四)	六
四五七 (第一四)	六
四五八 (第一四)	六
四五九 (第一四)	六
四六〇 (第一四)	六
四六一 (第一四)	六
四六二 (第一四)	六
四六三 (第一四)	六
四六四 (第一四)	六
四六五 (第一四)	六
四六六 (第一四)	六
四六七 (第一四)	六
四六八 (第一四)	六
四六九 (第一四)	六
四七〇 (第一四)	六
四七一 (第一四)	六
四七二 (第一四)	六
四七三 (第一四)	六
四七四 (第一四)	六
四七五 (第一四)	六
四七六 (第一四)	六
四七七 (第一四)	六
四七八 (第一四)	六
四七九 (第一四)	六
四八〇 (第一四)	六
四八一 (第一四)	六
四八二 (第一四)	六
四八三 (第一四)	六
四八四 (第一四)	六
四八五 (第一四)	六
四八六 (第一四)	六
四八七 (第一四)	六
四八八 (第一四)	六
四八九 (第一四)	六
四九〇 (第一四)	六
四九一 (第一四)	六
四九二 (第一四)	六
四九三 (第一四)	六
四九四 (第一四)	六
四九五 (第一四)	六
四九六 (第一四)	六
四九七 (第一四)	六
四九八 (第一四)	六
四九九 (第一四)	六
五〇〇 (第一四)	六
五〇一 (第一四)	六
五〇二 (第一四)	六
五〇三 (第一四)	六
五〇四 (第一四)	六
五〇五 (第一四)	六
五〇六 (第一四)	六
五〇七 (第一四)	六
五〇八 (第一四)	六
五〇九 (第一四)	六
五一〇 (第一四)	六
五一一 (第一四)	六
五一二 (第一四)	六
五一三 (第一四)	六
五一四 (第一四)	六
五一五 (第一四)	六
五一六 (第一四)	六
五一七 (第一四)	六
五一八 (第一四)	六
五一九 (第一四)	六
五二〇 (第一四)	六
五二一 (第一四)	六
五二二 (第一四)	六
五二三 (第一四)	六
五二四 (第一四)	六
五二五 (第一四)	六
五二六 (第一四)	六
五二七 (第一四)	六
五二八 (第一四)	六
五二九 (第一四)	六
五三〇 (第一四)	六
五	

八三	通商産業省化学製品検査所、支所および出張所の所在地を定める件の一部改正	二〇
八四	熱管理に関する第三回短期研修の時期、場所等	二〇
九五	同じく第一回長期研修の同右	二〇
八五	輸出品取締法第七條の五第一項により登録した被登録者の氏名または名称および第七條の第二項による表示の業務にかかわる事務所または事業場の所在地	二〇
八八	工作機械輸入補助金交付規程	二〇
八九	同右規程による昭和二十七年年度の申請書および計画書の提出期限	二〇
八九〇	(七八参照)	二〇
九二	仕向国における意匠権を侵害するおそれのある貨物の指定の件の一部改正	二〇
九三	石油資源開発法第三條第一項の油田の地域および深度指定	二〇
九四	(七二参照)	二〇
九五	(八四参照)	二〇
九三	●運輸省 船員法施行規則により米船運航株式会社指定	二〇
九四	告示の廃止(輸出用物資法用防止規則により運輸大臣に報告書を出すことを要するに關する件)報告書の様式等に關する件	二〇
一一七	(航海の制限、出入港の手續等)に關し定むる件等)	二〇

九五	運輸審議会の決定(東京客運局が五市街軌道の旅客運賃改訂について)	一〇
九六	(大阪市營電氣軌道定期旅客運賃改訂について)	一〇
一〇四	(自動車運送事業経営免許について)	二〇
一〇六	(通運事業経営免許及び譲渡譲受の認可について)	二〇
一〇七	(有田鉄道株式会社ほか六社の旅客運賃改訂について)	二〇
一〇八	(郵便物運送料金の基準改訂について)	二〇
一一三	(博多港ほか七港の予定運賃区域の認可について)	二〇
九七	運輸審議会一般規則により件名表に登録された件	二〇
一〇三		二〇
一一四		二〇
一一五		二〇
一一九		二〇
九八	合庫証券の発行許可(安田製氷冷蔵株式会社等)	二〇
一一一	(北極管財株式会社等)	二〇
一一六	(福島糧運産車株式会社等)	二〇
九九	倉庫証券発行許可に基く権利義務の承認認可(前掲各社)	二〇
一〇〇	自動車検査官の着用する機章の制式	二〇
一〇一	航海ノ制限等ニ關スル件による日本船舶の旗の掲揚に關する告示	二〇
一〇二	無効となつた船舶検査証書	二〇
一〇三	(九七参照)	二〇
一〇四	(九六参照)	二〇
一〇五	船用品の型式承認	二〇
一〇六	(九六参照)	二〇

一〇九	沿路運送車両法により自動車ノ型式について指定	二〇
一一〇	國際觀光ホテル格辦法によるホテル(旅館)の登録	二〇
一一一	(九九参照)	二〇
一一二	(九九参照)	二〇
一一三	(九九参照)	二〇
一一四	(九九参照)	二〇
一一五	(九九参照)	二〇
一一七	(九九参照)	二〇
一一八	船舶の引揚又は解撤の手續に關する件	二〇
一一九	(九七参照)	二〇
●運輸省、労働省		
一	告示の廃止(昭和二十一年厚生省、運輸省告示第一号)	二〇
●海上保安庁		
五	海上保安庁の船舶の番号及び標識に關する告示の一部改正	二〇
(航)一四	航路標識の新設、改廃、その他船舶の航行に關して必要な事項	二〇
(航)一五		二〇
(航)一六		二〇
(航)一七		二〇
●郵政省		
八六	小型記念通信日附印使用	二〇
九五		二〇
一〇五		二〇
一一一		二〇
一一二		二〇
一一三		二〇
一一四		二〇
八七	郵便局移転(郵便)	二〇
八九	(西庄)	二〇
八八	簡易郵便局廃止(梅園)	二〇
八九	簡易郵便局設置(下新城等)	二〇
九〇	(元谷別)	二〇
九四	(登母土橋等)	二〇

一〇三	●猿和田等	二〇
一一六	(伊和)	二〇
一一九	(白野台等)	二〇
九一	郵便局分室設置(松山郵便局管内分室)	二〇
九六	(金沢野田郵便局管内分室)	二〇
一〇〇	(東京中央郵便局別田分室)	二〇
一一三	(大阪中央郵便局飛行場分室)	二〇
九二	出水郵便局等特設郵便局長を長とする郵便局でないものとする件	二〇
九三	郵便局移転、改称(金沢安江町)	二〇
一一三	(豊川金屋橋)	二〇
九五	(八六参照)	二〇
九六	(八六参照)	二〇
九七	(八六参照)	二〇
九八	(八七参照)	二〇
九九	風景入通信日附印使用	二〇
一〇一		二〇
一一四		二〇
一一三		二〇
一一二		二〇
一一一		二〇
一〇〇	(九一参照)	二〇
一〇一	(九九参照)	二〇
一〇二	通信日附印の形式の一部改正	二〇
一〇三	(九〇参照)	二〇
一〇四	郵政省所管の自動車に關する登録の申請人としての職員指定	二〇
一〇五	(八六参照)	二〇
一〇六	郵便局設置(北田端等)	二〇
一〇七	(岡山安野町)	二〇
一〇八	郵便局改称(門司駅前等)	二〇
一一〇	(深田)	二〇
一一一	(佐野福野)	二〇
一一五	(本大島)	二〇

一三〇 (等々力等)
 一三五 郵便局分室移転(札幌郵
 位置及び管轄区域の件の
 二一九 (九三参照)

1130	等々力等	三	四七						
1131	宮島町	三	四七						
108	航空郵便の取扱地域の表の一部改正	三	四七						
109	郵便物を航空路により運送する区間及び日時を表改正	三	四七						
110	(一〇七参照)	三	四七						
111	(八六参照)	三	四七						
112	(九六参照)	三	四七						
113	(九九参照)	三	四七						
114	(一〇七参照)	三	四七						
115	(一〇六参照)	三	四七						
116	特殊通信日附印使用(郵便運脚及び切手趣味週間記念)	三	四七						
117	郵便物集配事務開始(吉田郵便局等)	三	四七						
118	(清水沢郵便局等)	三	四七						
119	郵便物集配事務廃止(八木郵便局)	三	四七						
120	(九九参照)	三	四七						
121	簡易郵便規則第四條第二号に掲げる事務の取扱開始(御幸簡易郵便局)	三	四七						
122	(九九参照)	三	四七						
123	鉄道郵便局及びその出張所等に関する件の一部改正	三	四七						
124	(九九参照)	三	四七						
125	門前郵便局等において従来使用の風景入通信日附印廃止	三	四七						
126	(一一八参照)	三	四七						
127	(九〇参照)	三	四七						
128	(一一八参照)	三	四七						
129	(九〇参照)	三	四七						
130	(一一七参照)	三	四七						
131	(九一参照)	三	四七						
132	郵便局分室廃止(大阪中央郵便局ホテルナニワ分室)	三	四七						
133	(八六参照)	三	四七						
134	(八六参照)	三	四七						
135	郵便局分室移転(札幌郵便局政局内分室)	三	四七						
136	(九〇参照)	三	四七						
137	電賃通信省	三	四七						
138	無線電報取扱所設置(隆山丸等)	三	四七						
139	(はな丸等)	三	四七						
140	即時通話区間及び準即時通話区間の件の一部改正	三	四七						
141	(一一二)	三	四七						
142	(一一二)	三	四七						
143	(一一九)	三	四七						
144	電話交換業務等廃止(田辺交養郵便局)	三	四七						
145	電話通話事務開始(岡原郵便局)	三	四七						
146	(秋友富士郵便局等)	三	四七						
147	電話交換業務を開始又は廃止した郵便局	三	四七						
148	(一〇六)	三	四七						
149	電話局分室設置(岐阜電話局キャンパ成卓内国際電話通話所)	三	四七						
150	(福岡電話局春日原直通通話所)	三	四七						
151	直通通話による空真電信連絡設定(東京国際電報局)とマニラにおける電報局)	三	四七						
152	国際空真電報の取扱に関する特例の一部改正	三	四七						
153	国際電報の取扱について外国の主管庁又は認められた私企業の定める同意規定事項に関する件の一部改正	三	四七						
154	(一一八参照)	三	四七						
155	海上無線電信の取扱について同右	三	四七						
156	国際電報及び国際無線電報の取扱について外国の主管庁の定める制限に関する件の一部改正	三	四七						
157	地方電気通信普及及地方電気通信管理所の名称	三	四七						
158	位置及び管轄区域の件の一部改正	三	四七						
159	船舶託送受所設置(第十三代田丸等)	三	四七						
160	(丸丸等)	三	四七						
161	船舶託送受所廃止(日松丸等)	三	四七						
162	(九九参照)	三	四七						
163	電報取扱所設置(鹿兒島電務区)	三	四七						
164	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
165	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
166	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
167	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
168	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
169	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
170	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
171	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
172	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
173	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
174	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
175	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
176	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
177	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
178	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
179	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
180	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
181	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
182	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
183	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
184	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
185	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
186	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
187	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
188	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
189	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
190	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
191	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
192	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
193	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
194	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
195	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
196	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
197	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
198	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
199	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
200	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
201	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
202	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
203	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
204	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
205	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
206	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
207	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
208	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
209	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
210	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
211	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
212	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
213	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
214	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
215	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
216	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
217	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
218	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
219	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
220	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
221	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
222	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
223	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
224	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
225	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
226	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
227	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
228	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
229	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
230	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
231	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
232	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
233	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
234	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
235	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
236	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
237	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
238	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
239	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
240	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
241	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
242	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
243	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
244	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
245	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
246	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
247	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
248	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
249	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
250	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
251	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
252	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
253	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
254	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
255	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
256	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
257	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
258	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
259	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
260	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
261	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						
262	電話通話事務一時休止(富良野南郵便局)	三	四七						

四〇八	温海都市計画街路並びに同事業及びその執行年度割決定	六
四〇九	同右事業の執行行政庁指定	六
四一〇	温海都市計画火災復興土地地区画整理中変更	六
四一一	赤湯都市計画街路中追加及び同事業及びその執行年度割決定	六
四一二	米沢都市計画水利施設追加及び同事業及びその執行年度割決定	六
四一三	弘前都市計画公園事業及びその執行年度割決定	六
四一四	青森特別都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度割決定	六
四一五	八戸都市計画同右	六
四一六	弘前都市計画同右	六
四一七	五所川原都市計画街路事業及びその執行年度割決定	六
四一八	弘前都市計画街路事業及びその執行年度割決定	六
四一九	野辺地都市計画街路中追加並びに同事業及びその執行年度割決定	六
四二〇	藤崎都市計画水利施設並びに同右	六
四二一	浪岡都市計画街路中変更並びに同右	六
四二二	青森特別都市計画街路中変更並びに同事業及びその執行年度割決定	六
四二三	酒田都市計画準防火地域変更	六
四二四	米沢都市計画同右	六
四二五	米沢都市計画街路事業及びその執行年度割決定	六
四二六	山形都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度割決定	六
四二七	小松都市計画公園並びに同右	六
四二八	新庄都市計画公園中追加	六

四二九	小田都市計画一団地住宅経営並びに同事業及びその執行年度割決定	六
四三〇	鶴岡都市計画水利施設追加並びに同右	六
四三一	鶴岡都市計画街路決定	六
四三二	鶴岡都市計画水利施設追加及び同事業並びにその執行年度割決定	六
四三三	酒田都市計画水利施設事業執行年度割変更	六
四三四	山形都市計画公園中変更	六
四三五	山形都市計画小白川土地地区画整理決定	六
四三六	国選(改良工事)を終了した区画(西原島)	六
四三七	山形都市計画公園事業及びその執行年度割決定	六
四三八	同右事業の一部執行行政庁指定	六
四三九	若見沢都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度割決定	六
四四〇	帯広都市計画同右	六
四四一	函館特別都市計画同右	六
四四二	留萌都市計画同右	六
四四三	釧路都市計画同右	六
四四四	名寄都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度割決定	六
四四五	苫小牧都市計画同右	六
四四六	帯広都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度割決定	六
四四七	苫小牧都市計画街路追加並びに同事業及びその執行年度割決定	六
四四八	釧路都市計画街路事業及びその執行年度割決定	六
四四九	北見都市計画街路事業及びその執行年度割決定	六
四五〇	根室特別都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度割決定	六

四五二	稚内都市計画街路並びに同右	七
四五三	砂川都市計画街路追加並びに同事業及びその執行年度割決定	七
四五四	経済安本部	七
四五五	地方官改訂の一部改正メモンの分析試験料の統制額指定の件廃止	七
四五六	外資委員会	七
四五七	外国人の財産取得に関する政令第二條第一項第一号等に掲げる者が役員の場合を定めるもので外国人とならないもの指定	七
四五八	外国人の財産取得に関する政令の規定を適用しない外国人指定	七
四五九	外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令第二條に基く指指定	七
五〇	保安林解除	五二
一	山形果	五二
二	福島果	五二
三	保安林指定	五二
四	保安林解除	五二
五	保安林解除	五二
六	保安林解除	五二
七	保安林解除	五二
八	保安林解除	五二
九	保安林解除	五二
一〇	保安林解除	五二
一一	保安林解除	五二
一二	保安林解除	五二
一三	保安林解除	五二
一四	保安林解除	五二
一五	保安林解除	五二
一六	保安林解除	五二
一七	保安林解除	五二
一八	保安林解除	五二
一九	保安林解除	五二
二〇	保安林解除	五二

二〇	天然記念物指指定	二七
二一	広島県教育委員会	二七
二二	保安林解除	二七
二三	保安林解除	二七
二四	保安林解除	二七
二五	保安林解除	二七
二六	保安林解除	二七
二七	保安林解除	二七
二八	保安林解除	二七
二九	保安林解除	二七
三〇	保安林解除	二七
三一	保安林解除	二七
三二	保安林解除	二七
三三	保安林解除	二七
三四	保安林解除	二七
三五	保安林解除	二七
三六	保安林解除	二七
三七	保安林解除	二七
三八	保安林解除	二七
三九	保安林解除	二七
四〇	保安林解除	二七
四一	保安林解除	二七
四二	保安林解除	二七
四三	保安林解除	二七
四四	保安林解除	二七
四五	保安林解除	二七
四六	保安林解除	二七
四七	保安林解除	二七
四八	保安林解除	二七
四九	保安林解除	二七
五〇	保安林解除	二七
五一	保安林解除	二七
五二	保安林解除	二七
五三	保安林解除	二七
五四	保安林解除	二七
五五	保安林解除	二七
五六	保安林解除	二七
五七	保安林解除	二七
五八	保安林解除	二七
五九	保安林解除	二七
六〇	保安林解除	二七
六一	保安林解除	二七
六二	保安林解除	二七
六三	保安林解除	二七
六四	保安林解除	二七
六五	保安林解除	二七
六六	保安林解除	二七
六七	保安林解除	二七
六八	保安林解除	二七
六九	保安林解除	二七
七〇	保安林解除	二七
七一	保安林解除	二七
七二	保安林解除	二七
七三	保安林解除	二七
七四	保安林解除	二七
七五	保安林解除	二七
七六	保安林解除	二七
七七	保安林解除	二七
七八	保安林解除	二七
七九	保安林解除	二七
八〇	保安林解除	二七
八一	保安林解除	二七
八二	保安林解除	二七
八三	保安林解除	二七
八四	保安林解除	二七
八五	保安林解除	二七
八六	保安林解除	二七
八七	保安林解除	二七
八八	保安林解除	二七
八九	保安林解除	二七
九〇	保安林解除	二七
九一	保安林解除	二七
九二	保安林解除	二七
九三	保安林解除	二七
九四	保安林解除	二七
九五	保安林解除	二七
九六	保安林解除	二七
九七	保安林解除	二七
九八	保安林解除	二七
九九	保安林解除	二七
一〇〇	保安林解除	二七

国会事項

一	皇室護衛官服制の一部改正	二
二	文部省	二
三	閣議の廃止(教職員選考審査会)に関する規程	二
四	経済安定本部	二
五	タンクステン、モリブデン等の使用制限に関する件	二
六	国会議院の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部改正	二
七	公取会告示(電源開発促進法案について)	二
八	(破産)活動防止法案等について	二
九	修繕交付及通知	二
一〇	法律公布奏上及通知	二
一一	議決通知	二
一二	承認を求むるの件送付及通知	二
一三	指名通知	二
一四	同意通知	二
一五	通知書受領及通知	二

●日本弁護士連合会事項 ○日本弁護士連合会 ●弁護士名簿登録等(一月一三月)	日号外 四	一六 三三
總理府公告		三〇
●電波監理委員会開催公告 ●公職資格試験審査結果公告(第一〇号)	一 二	三〇 三三
●土地調査委員会開催公告 ●公正取引委員会の不正な競争方法指定仮案	二 三	三三 三六
●電波監理委員会開催公告通告 ●資格審査結果公告(第五五号)	四 五	三六 三九
●公職資格試験審査結果公告(第一号)	六	三九
●地方財政委員会公告 ●電波監理委員会開催公告 ●公職資格試験審査結果公告(第一二号)	七 八 九	三九 四〇 四一
●公益事業委員会事務局東京支局公告(第一二号)	一〇	四一
●名古屋支局公告(第三号)	一一	四二
●仙台支局公告(第三号)	一二	四三
●電波監理委員会開催開催期日変更公告	一三	四四
●公職資格試験審査結果公告(第一三号)	一四	四五
●(第一四号)	一五	四六
●公益事業委員会公告(第九号)	一六	四七
法務府公告		四七
●昭和二十七年司法試験第二次試験公告	一七	四七
外務省公告		四八
●族券無効	一八	四八
●(第一四号)	一九	四九
大蔵省公告		四九
●公認会計士試験第一次試験合格者公告	二〇	四九

●特別公認会計士試験公告 ●税理士名簿登録者氏名公告 ●税理士試験公告 ●税理士名簿登録のまゝ消公告 ●指導公認会計士指定公告 ●証券無効	七 八 九 一〇 一一 一二	一〇〇 一〇一 一〇二 一〇三 一〇四 一〇五
文部省公告		一〇六
●著作権保護登録 ●出版権登録 ●著作年月日登録	一 二 三	一〇六 一〇七 一〇八
●実名登録	四	一〇九
農林省公告		一一〇
●アラブ系競走馬競売公告 ●売却公告	一 二	一一〇 一一一
酒商産業省公告		一一二
●公示送達	三	一一三
運輸省公告		一一四
●公職開催公告 ●鉄道担当補定登録 ●鉄道及び軌道財団 ●証券無効	四 五 六 七	一一四 一一五 一一六 一一七
●審理報告書の提出	八	一一八
建設省公告		一一九
●新地開行公告	九	一二〇
●最高裁判所公告		一二一
●司法修習生の修習を終えた公告	一〇	一二二
●会社その他の公告	一一	一二三
●日本銀行當業旬報告 ●帝國産金興業株式会社の未払込株式失権公告 ●弁護士記章紛失公告	一 二 三	一二三 一二四 一二五

●日本銀行當業旬報告	一七	一二三
四月発行号外	一七	一二三
●(第一四号)	一八	一二四
●(第一五号)	一九	一二五
●(第一六号)	二〇	一二六
●(第一七号)	二一	一二七
●(第一八号)	二二	一二八
●(第一九号)	二三	一二九
●(第二〇号)	二四	一三〇
●(第二一号)	二五	一三一
●(第二二号)	二六	一三二
●(第二三号)	二七	一三三
●(第二四号)	二八	一三四
●(第二五号)	二九	一三五
●(第二六号)	三〇	一三六
●(第二七号)	三一	一三七
●(第二八号)	三二	一三八
●(第二九号)	三三	一三九
●(第三〇号)	三四	一四〇
●(第三一号)	三五	一四一
●(第三二号)	三六	一四二
●(第三三号)	三七	一四三
●(第三四号)	三八	一四四
●(第三五号)	三九	一四五
●(第三六号)	四〇	一四六
●(第三七号)	四一	一四七
●(第三八号)	四二	一四八
●(第三九号)	四三	一四九
●(第四〇号)	四四	一五〇
●(第四一号)	四五	一五一
●(第四二号)	四六	一五二
●(第四三号)	四七	一五三
●(第四四号)	四八	一五四
●(第四五号)	四九	一五五
●(第四六号)	五〇	一五六
●(第四七号)	五一	一五七
●(第四八号)	五二	一五八
●(第四九号)	五三	一五九
●(第五〇号)	五四	一六〇

●(第五一号)	五五	一六一
●(第五二号)	五六	一六二
●(第五三号)	五七	一六三
●(第五四号)	五八	一六四
●(第五五号)	五九	一六五
●(第五六号)	六〇	一六六
●(第五七号)	六一	一六七
●(第五八号)	六二	一六八
●(第五九号)	六三	一六九
●(第六〇号)	六四	一七〇
●(第六一号)	六五	一七一
●(第六二号)	六六	一七二
●(第六三号)	六七	一七三
●(第六四号)	六八	一七四
●(第六五号)	六九	一七五
●(第六六号)	七〇	一七六
●(第六七号)	七一	一七七
●(第六八号)	七二	一七八
●(第六九号)	七三	一七九
●(第七〇号)	七四	一八〇
●(第七一号)	七五	一八一
●(第七二号)	七六	一八二
●(第七三号)	七七	一八三
●(第七四号)	七八	一八四
●(第七五号)	七九	一八五
●(第七六号)	八〇	一八六
●(第七七号)	八一	一八七
●(第七八号)	八二	一八八
●(第七九号)	八三	一八九
●(第八〇号)	八四	一九〇